

新 旧 対 照 表

改正前	改正後
<p>県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱</p> <p style="text-align: right;">平成21年 5 月22日 告示 409号</p> <p>(競争入札参加者の資格)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 競争入札参加資格は、次の<u>すべて</u>を満たすものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項の安全又は衛生のための特別の教育（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条第8号<u>及び第8号の2</u>に掲げる業務に係るものに限る。）を受けた森林施業現場で作業に従事する職員（以下「現場作業職員」という。）を5人（前号の専門技術者が現場作業職員を兼ねるときは、その者を含む。）以上通年雇用している者であること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、競争入札参加資格の認定をしないものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 県税（地方消費税を除く。）<u>に係る</u>徴収金に未納がある者</p>	<p>県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱</p> <p style="text-align: right;">平成21年 5 月22日 告示 409号</p> <p>(競争入札参加者の資格)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 競争入札参加資格は、次の<u>全て</u>を満たすものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項の安全又は衛生のための特別の教育（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条第8号に掲げる業務に係るものに限る。）を受けた森林施業現場で作業に従事する職員（以下「現場作業職員」という。）を5人（前号の専門技術者が現場作業職員を兼ねるときは、その者を含む。）以上通年雇用している者であること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、競争入札参加資格の認定をしないものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 県税（<u>個人県民税及び</u>地方消費税を除く。）<u>、地方法人特</u></p>

(4)～(7) [略]

(競争入札参加資格審査の申請)

第5条 [略]

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、特別な理由がある場合は、その一部を省略することができる。

(1)～(12) [略]

(13) 県税（地方消費税を除く。）に係る徴収金に未納がないことを証する書面

(14)～(17) [略]

(指名基準)

第12条 契約担当者（知事又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。以下同じ。）は、森林整備業務の契約に係る指名競争入札を実施しようとするときは、次に掲げる基準に基づき、有資格業者から入札参加者を指名するものとする。

(1) [略]

(2) 経営及び信用の状況について、次に掲げる事項に該当するなど、契約の相手方として不適當であると認められる者でないこと。

ア [略]

イ 会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定による

別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がある者

(4)～(7) [略]

(競争入札参加資格審査の申請)

第5条 [略]

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、特別な理由がある場合は、その一部を省略することができる。

(1)～(12) [略]

(13) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面

(14)～(17) [略]

(指名基準)

第12条 契約担当者（知事又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。以下同じ。）は、森林整備業務の契約に係る指名競争入札を実施しようとするときは、次に掲げる基準に基づき、有資格業者から入札参加者を指名するものとする。

(1) [略]

(2) 経営及び信用の状況について、次に掲げる事項に該当するなど、契約の相手方として不適當であると認められる者でないこと。

ア [略]

イ 会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定による

更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがあること。

ウ [略]

(3)～(5) [略]

2 [略]

様式第2号（第5条関係）

[略]

1 地方自治法施行令第 167条の4第1項に該当する者 (成年被後見人、破産者で復権を得ない者等)

[略]

更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがあること。

ウ [略]

(3)～(5) [略]

2 [略]

様式第2号（第5条関係）

[略]

1 地方自治法施行令第 167条の4第1項に該当する者

[略]

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の規定は、令和3年4月1日以降に県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札参加資格の審査から適用し、同日前に県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札参加資格の審査については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の県が発注する森林整備業務の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。